

第4-2-(31)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく供託（金融サービス仲介業者がする金融サービス仲介業を行うに当たっての不足額の供託（金銭））

供託ねっと
供託かんたん申請

証明書請求

供託申請

処理状況照会

パスワード更新

申請者情報変更

申請者情報抹消

ヘルプ

ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)

ご利用環境

FAQ
お問い合わせ

ログアウト

Step1

▼

Step2

Step3

Step4

申請書作成

納付情報入力

送信確認

送信完了

Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託） 営業保証

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号		
	氏名又は法人名	甲山サービス株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234 - 56 - 789012 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。	
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	〇入力なし ☒ 代表者 ☐ 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎		会社法人等番号（代理人） ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
官庁の名称 及び件名等		〇〇財務局長 (〇〇財務局登録番号 第〇号)		
法令条項		備考欄記載のとおり		
供託の 原因たる事実		供託者は、金融サービス仲介業の登録を受けた者であるが、金融サービス仲介業を行うに当たり、供託すべき保証金の額として金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条第2号に定めるところにより計算した額に相当する金5,000万円のうち、現に供託している供託額は金1,000万円（令和〇年度金第〇号）であり、金4,000万円の不足となるため、上記不足額に相当する金4,000万円を供託する。		
供託金額		40000000 円		
☐ 送付する添付書面あり				
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。				
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。				
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 【入力方法】複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。			

備考	法令条項 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第1項	
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。		補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信(連絡・コメント)欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る(供託申請メニュー)